

高校生等

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金申請書

市区町村
受付印

令和3年9月30日時点の住民票所在市区町村

新見市長 殿

1. 申請・請求者

令和2年の所得の高い方のお名前を記入してください。
※公務員で児童手当を受給している方は、受給者ご本人を記入。

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名		性別	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
		男・女	昭和・平成 年 月 日	電話 () ※日中連絡のつく連絡先
※裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。				申請者の住所(令和3年9月30日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要

2. 配偶者

配偶者の有無 有・無 ※令和3年9月30日時点

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名		性別	生年月日	配偶者の現住所(住民票所在地) ※申請者と同じ場合は記入不要
		男・女	昭和・平成 年 月 日	電話 () ※日中連絡のつく連絡先
※裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。				配偶者の住所(令和3年9月30日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要

3. 対象児童

平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの児童を記入してください。
※公務員の方は、平成15年4月2日から令和3年8月31日生まれの児童を記入してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童(高校生等)に○をつけてください	同居・別居の別	結婚している場合○をつけてください	住所(別居の場合のみ記入)
1			男・女	平成・令和 年 月 日		同・別		
2			男・女	平成・令和 年 月 日		同・別		
3			男・女	平成・令和 年 月 日		同・別		
4			男・女	平成・令和 年 月 日		同・別		

※同居・別居の別については令和3年9月30日時点の状況を選択してください。
※児童が結婚している場合は対象となりません。
※対象児童を別居監護されている場合は、対象児童の住民票を添付してください。

4. 申請額

対象児童数	人	申請額	円
-------	---	-----	---

※給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「3. 対象児童」に記入された児童の人数になります。
※申請額は、対象児童1人当たり100,000円となります。(例)対象児童数2人の場合 : 100,000円 × 2人 = 200,000円

5. 受取方法

受取口座を下記に記載してください。
※振込先金融機関口座確認書類(通帳の写し等)を添付してください。

▶【受取口座記入欄】※「1. 申請・請求者」名義の口座に限ります。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1普通 2当座		
金融機関番号				

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※なお、口座開設が出来ない等、振込口座を指定できない方は下記チェック欄に○の記入をお願いします。
○口座振込による受け取りができないため、新見市窓口での現金による支給を希望します。 チェック欄

☐

(裏面も確認してください。)

6. 提出書類

◆共通

『令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金申請書』(本書)

- ・ 必要事項をご記入ください。

『受取口座を確認できる書類の写し』

- ・ 受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写しをご用意ください。

※高校生のみを養育している方

『申請・請求者の本人確認書類』

※令和3年1月1日時点で、新見市に住民票がない方

個人番号カード(マイナンバーカード)または通知カードの写し、または令和3年度(令和2年分)課税証明書

※公務員の方で、児童手当を受給されている方

『令和3年9月分の児童手当を受給していることがわかる書類(支払通知書・継続認定通知書の写し等)』

◎ その他、別途書類提出をお願いする場合があります。

【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄()に『』を入れてください。)

- 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、新見市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、新見市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 新見市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和4年3月31日までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、新見市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付金を返還します。

本人確認書類・振込金融機関口座確認書類添付欄

○本人確認書類

※申請・請求者の個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写しのいずれか

○振込先金融機関口座確認書類など

※申請・請求者の受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し